

眞宗東派に屬する。明治十三年寺號の公稱を許された。

ジツソウジ 實相寺 鹿島郡小島に在つて、日蓮宗に屬する。永祿九年日順開山。寺藏に木造藥師如來立像体高六六六、室町末期の作と認められる。

シツノ 閑野 河北郡の地名。源平盛衰記壽永二年に、追手の軍は俱利伽羅に向かひ、井家・津播多・荒井・閑野・竹橋に連つたとある。この閑野をシツノと訓んで今の七野とする説と、カノと訓んで今の狩鹿野とする説とあるが、津幡と竹橋との間に載せるから、前説の方が正しい。

シツハラミヨウジン 志津原明神 白山九所の小神の一つで、能美郡廣瀬村に鎮座する。白山記の原本に、『志津原明神、山内庄瀬』とあるが、これは大永七年の託宣記に、『白山九所小神第七志津原明神、山内庄廣瀬』とあるから、廣の字を脱したものである。式内等舊社記にも、『志津原神社。廣瀬村鎮座。稱志津原明神。白山九所小神之一社也。』としてゐる。白山長吏の持宮で、その社號帳に志津原明神祭神白山とあり、もと十一面觀音を安置してあつた。

ジツブレキ 實符曆 七冊。西村篤行がその生地越中城端を起點として推歩した曆法である。

ジツボウリヨウシユウ 實峰良秀 曹洞宗の僧。能登の人。資性鋭敏、能く群籍に通じた。初め峨山紹領に參したが得る所なかつたから、辭して諸方に遊び、再び峨山に總持寺に參するに及び、機悟相契ひ、服勤十餘年に及んだ。峨山乃ち杖拂を實峰に授與し、養壽

寺に住せしめたが、黒白市の如くに集つた。本州の太守某定光寺を創め、實峰を招きて開山たらしめ、次いで明徳元年臘月總持寺に莅み、又備中の永祥寺を開創した。應永十二年六月十二日示寂。實峰秀禪師語錄一冊があつて世に行はれる。

シツミ 七海 ヒツ 羽咋郡富木院に屬する部落。附近に領家七海があるに對し、これは地頭町から出たものであるから、地頭七海ともいはれた。明暦二年の村御印に地頭七海村・領家七海村と記される。

シツミ 七海 ヒツ 鳳至郡に屬し、正保郷帳には志津見と書き、寛文・貞享の高辻郷には七海に作る。もと南北郷と穴水郷之内大屋庄とに分屬して、前者は加賀藩領、後者は幕府領であつた。能登名跡志に『上七海下七海と分かれて家數六十軒許。上七海は私領也。下七海は公領也。』と記する。その上七海を今は單に七海、下七海を北七海と稱するが、位置から言へば北七海の方が却つて南方に在る。如何にしてかうなつたかの理由は明らかでない。

シツミ 七海 ヒツ 鳳至郡諸橋郷に屬する部落。能登名跡志に、『七海村は往來浦傳ひ也。久作といひてよき百姓あり。青尾といひて、大なる御林の松山あり。則散村に青尾といふあり。此所先年、外は快晴なるに民家一兩家津波打て壊したり。不思議のことなり。此者共倭たる心ゆゑ、天の咎といひあへり。』と見える。明治中に至り郡内に同名の部落あるを避けて七見と改めた。

シツミ 七見 ↓シツミ 七海(鳳至)。

シツミガハ 七海川 ヒツミ 羽咋郡地頭町

領古屋から出で、七海に至つて海に注ぐ。流程五軒二。

シツミガハ 七海川 ヒツミ 鳳至郡七海領山から流出し、麥々浦村で海に入る。流程六軒許。

シツミガハ 七海川 ヒツミ 鳳至郡蘇野領山から流出し、光浦領で海に入る。流程三軒三許。

シツモンシチサイ 室門七才 加賀藩士で室鳩巢の門下であつた士人、奥村忠順・奥村脩連・青地齊賢・青地禮幹・小寺遵路・小谷繼成・山根敬心を指し、一奥・二青・二小・一山ともいうた。

シツモンホンサロク 質問本佐錄 一冊。享保癸卯青地禮幹著。幕臣本多佐渡守正信の著本佐錄の奥書等の條々を記し、禮幹の考説を記載して新井白石に質問した所、白石が之に答へ、禮幹が更に復問したことを書いたものである。

シツラ 志津良 鳳至郡に在つた。天正十二年六月廿九日前田利家の印書宛所にしつら村百姓中とし、同十四年の皆濟狀には志津良と記されるが、この邑名は後世ない。志津良庄の本庄で、皆月のことではあるまいか。

シツラウジ 志津浦氏 永徳二年二月十八日の判書に、志津浦中務尉時長の名がある。志津浦氏は志津良庄の人であらう。

シツラシヨウ 志津良庄 鳳至郡に在つた。承久三年注進の能登國田數帳に、『志津良庄、七町、久安二年立券狀』と見える。後世また七浦庄がある。

シツラシヨウ 七浦庄 鳳至郡に屬し、藩政時代では、鹿磯・深見・六郎木・小杉・矢徳・荻

平・吉浦・五十洲・中谷内・大瀧島中・鶴山・餅田・百成大角間 皆月・井守上坂・湖野・暮坂・樽見・上大澤・大澤・赤崎・下山・西二又・小町・池田・上・雜座・新保・黒杉・圓山の二十九ヶ村を含んで居た。

ジテイキユウホウ 慈照九峰 金澤曹洞宗寶圓寺廿六代の住持。生國は能登。文化五年六月金澤松山寺より進山し、七年前田治脩卒去の際導師となり、九年十月隱居、文化十二年罪を得、四月廿六日天徳院の座敷牢に遷化した。↓キユウホウジケン 九峰事件。

ジテイザツキ 耳底雜記 一冊。本書の末に『此書者信美君筆跡也。書肆使見之。求藏于書庫。筠齋。』とあり、寶永頃までのことと書かれる。又同名の異本があつて、交翠といふ名で俳句が記されてゐるのは、その書の作者であらう。文化五年頃までのことが載せられて、寧ろ前書の續篇ともいふべきものである。

シテカケノシミツ 四手掛の清水 石川郡日御子に在る。寶永二年の舊蹟調書に、『日御子村日御子林は、往昔は社堂餘多有之。此宮林の上にしてかけ清水とて靈水涌出。』とある泉は、火ノ御子宮の神水で、木綿四手をかけてあつたから、世人しでかけの清水とも注連かけの清水とも稱したのを、後に手叩きの清水というた。螢の光に、天明四年手を叩けばこの水湧あがり、之を服すれば如何なる痼疾も平癒すると傳へられて、一時繁昌したことが記されてある。

シドウキン 祠堂銀 寶圓寺その他に、藩より維持を謀る爲に寄附した銀で、御算用場に屬する祠堂銀裁許の取扱により、諸士に貸